

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

 :令和 6年 4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

#### ~~ニ 削除~~

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

#### ~~3 削除~~

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
訪問介護費又は其生型訪問介護費	イ 身体介護	① 20分未満	=1/100	=1/100	所費時間が20分を定算した25分を明すことにより10単位(100単位を1単位として算定)	×200/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算 +20/100	特定事業所加算 +10/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算											
		② 20分以上30分未満											+10/100										
		③ 30分以上1時間未満											+20/100										
		④ 1時間以上											+30/100										
	ロ 生活援助	① 20分以上45分未満											+10/100	+20/100	+10/100	+10/100	+50/100	+3/100	+3/100	事業所同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	事業所同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	+15/100	
		② 45分以上											+20/100										
	ハ 通院等乗降介助	0回につき																					
	ニ 初回加算	0回につき																					
ホ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 Ⅰ)	0回につき																					
	② 生活機能向上連携加算 Ⅱ)	0回につき																					
ヘ 口腔連携強化加算		0回につき																					
ト 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 Ⅰ)	0日につき																					
	② 認知症専門ケア加算 Ⅱ)	0日につき																					
チ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
	② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
	③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
リ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
	② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
レ 介護職員等ベースアップ等支援加算	0回につき																						

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- \* 緊急時訪問介護加算の算定時に限り身体介護の ① 20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
- \* 業務終了直前未定額算定については令和7年4月1日から適用する。
- \* 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 必要に応じて 申請書未提出 減算	注 業務委託計画 未実施減算	注 介護職員3人 が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行っている場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	0回につき 1,200(単位)	-1/100	-1/100	× 95/100	× 90/100		+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100

ロ 初回加算 0月につき + 200(単位)

ハ 認知症専門ケア加算  
① 認知症専門ケア加算 Ⅰ 0日につき + 3(単位)  
② 認知症専門ケア加算 Ⅱ 0日につき + 4(単位)

ニ 看護記録整備加算 同一日及び同一日に30分以下に限り回につき + 6(単位)

ホ サービス提供体制強化加算  
① サービス提供体制強化加算 Ⅰ 0回につき + 4(単位)  
② サービス提供体制強化加算 Ⅱ 0回につき + 3(単位)  
③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ 0回につき + 1(単位)

ヘ 介護職員処遇改善加算  
① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ Ⅰ月につき + 所定単位 × 58/1000  
② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ Ⅱ月につき + 所定単位 × 42/1000  
③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ Ⅲ月につき + 所定単位 × 23/1000

注  
所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

ト 介護職員等特定処遇改善加算  
① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ Ⅰ月につき + 所定単位 × 21/1000  
② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ Ⅱ月につき + 所定単位 × 15/1000

注  
所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 0月につき + 所定単位 × 11/1000

注  
所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6(前)年3月1日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
- /100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算 ①	複数名訪問加算 ②	時間30分以上の訪問看護を行った場合	要介護5の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の記載に基づき減算(0日につき)
	② 30分未満														
	③ 30分以上・時間未満														
	④ 時間以上・時間30分未満														
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位又は①の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内にターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 4月につき 2,954単位	×90/100	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100			+300単位						1月につき訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算	0月につき +300単位														
ホ 退院時共同指導加算	0回につき +600単位														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	0月につき +250単位														
ト 看護体制強化加算 (及びび認定する場合のみ算定)	① 看護体制強化加算 ① 0月につき +550単位 ② 看護体制強化加算 ② 0月につき +200単位														
チ サービス提供体制強化加算	① 及びび認定する場合 ② ハを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算 ① 【回につき +6単位】 (二) サービス提供体制強化加算 ② 【回につき +3単位】 (一) サービス提供体制強化加算 ① 【回につき +3単位】 (二) サービス提供体制強化加算 ② 【回につき +2.9単位】													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、(ターミナルケア)及び サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメン(加算 A)	リハビリテーションマネジメン(加算 B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメン(加算 A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメン(加算 B)イ 1月につき +450単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算			① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 0回につき +6単位		② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 0回につき +3単位					

注：特別地域訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注			
イ 医師が行う場合 月2回を限度)	① 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (②以外)	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
ロ 歯科医師が行う場合 月2回を限度)	② 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
ハ 薬剤師が行う場合	① 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 月2回を限度)	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
ニ 管理栄養士が行う場合 月2回を限度)	② 薬局の薬剤師の場合 月4回を限度)	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
ホ 歯科衛生士等が行う場合 月4回を限度)	① 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
	② 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	㊦ 単一建物居住者1人 に対して行う場合	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100		
		㊧ 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合						
		㊨ ㊦)及び㊧)以外の場合						
		㊩ ㊦)及び㊧)以外の場合						
注			注			注		
			特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に必要な薬学的管理指導を行った場合					
			情報通信機器を用いて行う場合 月1回を限度)					

※ ハ ㊦) ㊧) ㊨) ㊩) について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

Main table with 26 columns for different care categories and rows for service types (イ, ロ, ハ).

Additional service categories table including 'サービス提供体制強化加算' and '介護職員処遇改善加算'.

※ 取組地域又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、事業所同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度基準額の算定対象外となる。

7 通所リハビリテーション費

基本部分		利用者の数 が別定員 を超えない 場合	医師、理学 療法士、中 療療法士、 言語療法士、 作業療法士、 介護職員が 3名以上 配置されている 場合	感染症又は 指定感染症 の発生 を理由とし て、利用者の 数を減らす ことにより、 定員以上生じ ている場合	理学療法士 等体制強化 加算	2時間以上、4時間未満の通所リハビリ テーションの前後に日常生活上の訓練を行う場 合	リハビリテーション提供体制加算	中山間地域 等への在住者 へのサービス 提供加算	大市介護加 算(第1号)	大市介護加 算(第2号)	リハビリテ ーションア シスト加算 (A)	リハビリテ ーションア シスト加算 (B)	短期集中制 療養(90分 以内)の実 施加算	認知症短期 集中(90分 以内)の実 施加算(第 1号)	認知症短期 集中(90分 以内)の実 施加算(第 2号)	生活行為的 リハビリテ ーション実 施加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養アセス メント加算	栄養改善加 算	「介護」実 績(第1号)	「介護」実 績(第2号)	「介護」実 績(第3号)	「介護」実 績(第4号)	重症療養 加算	中重度者ケ ア体制加算	科学的介護 推進体制加 算	事業所等 一棟に併 設する又 は同一建 物の同一 フロアに 併設する 場合	事業所等 が複数 あり、併 設する 場合
前院又は 診療所 の場合	① 1時間以上 2時間未満	接介護1 ( 366 単位)	×70/100	×70/100	+37/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +60単位	1日につき +40単位	1日につき +60単位	リハビリテ ーションア シスト加算 (A)	リハビリテ ーションア シスト加算 (B)	1日につき +110単位	1日につき +240単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +1300単位	利用開始日 から5日以 内かつ 1月につき +1250単位	1日につき +60単位	1日につき +50単位	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +50単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +150単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +100単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +20単位	1月につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位	
		接介護2 ( 395 単位)																										
		接介護3 ( 426 単位)																										
		接介護4 ( 455 単位)																										
		接介護5 ( 487 単位)																										
	② 2時間以上 3時間未満	接介護1 ( 380 単位)																										
		接介護2 ( 436 単位)																										
		接介護3 ( 494 単位)																										
		接介護4 ( 551 単位)																										
		接介護5 ( 608 単位)																										
	③ 3時間以上 4時間未満	接介護1 ( 483 単位)																										3時間以上、4時間未満の場合 +12単位
		接介護2 ( 561 単位)																										
		接介護3 ( 638 単位)																										
		接介護4 ( 738 単位)																										
		接介護5 ( 836 単位)																										
	④ 4時間以上 5時間未満	接介護1 ( 549 単位)																										4時間以上、5時間未満の場合 +16単位
		接介護2 ( 637 単位)																										
		接介護3 ( 725 単位)																										
		接介護4 ( 838 単位)																										
		接介護5 ( 950 単位)																										
	⑤ 5時間以上 6時間未満	接介護1 ( 618 単位)																										5時間以上、6時間未満の場合 +20単位
		接介護2 ( 733 単位)																										
		接介護3 ( 846 単位)																										
		接介護4 ( 980 単位)																										
		接介護5 ( 1,112 単位)																										
	⑥ 6時間以上 7時間未満	接介護1 ( 710 単位)																										6時間以上、7時間未満の場合 +24単位
		接介護2 ( 844 単位)																										
		接介護3 ( 974 単位)																										
		接介護4 ( 1,129 単位)																										
		接介護5 ( 1,281 単位)																										
	⑦ 7時間以上 8時間未満	接介護1 ( 757 単位)																										7時間以上、8時間未満の場合 +28単位
		接介護2 ( 897 単位)																										
		接介護3 ( 1,039 単位)																										
		接介護4 ( 1,206 単位)																										
		接介護5 ( 1,369 単位)																										
介護 施設 の場合	① 1時間以上 2時間未満	接介護1 ( 366 単位)	×70/100	×70/100	+37/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +60単位	1日につき +40単位	1日につき +60単位	リハビリテ ーションア シスト加算 (A)	リハビリテ ーションア シスト加算 (B)	1日につき +110単位	1日につき +240単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +1300単位	利用開始日 から5日以 内かつ 1月につき +1250単位	1日につき +60単位	1日につき +50単位	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +50単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +150単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +100単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +20単位	1月につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位	
		接介護2 ( 395 単位)																										
		接介護3 ( 426 単位)																										
		接介護4 ( 455 単位)																										
		接介護5 ( 487 単位)																										
	② 2時間以上 3時間未満	接介護1 ( 380 単位)																										
		接介護2 ( 436 単位)																										
		接介護3 ( 494 単位)																										
		接介護4 ( 551 単位)																										
		接介護5 ( 608 単位)																										
	③ 3時間以上 4時間未満	接介護1 ( 483 単位)																										3時間以上、4時間未満の場合 +12単位
		接介護2 ( 561 単位)																										
		接介護3 ( 638 単位)																										
		接介護4 ( 738 単位)																										
		接介護5 ( 836 単位)																										
	④ 4時間以上 5時間未満	接介護1 ( 549 単位)																										4時間以上、5時間未満の場合 +16単位
		接介護2 ( 637 単位)																										
		接介護3 ( 725 単位)																										
		接介護4 ( 838 単位)																										
		接介護5 ( 950 単位)																										
	⑤ 5時間以上 6時間未満	接介護1 ( 618 単位)																										5時間以上、6時間未満の場合 +20単位
		接介護2 ( 733 単位)																										
		接介護3 ( 846 単位)																										
		接介護4 ( 980 単位)																										
		接介護5 ( 1,112 単位)																										
	⑥ 6時間以上 7時間未満	接介護1 ( 710 単位)																										6時間以上、7時間未満の場合 +24単位
		接介護2 ( 844 単位)																										
		接介護3 ( 974 単位)																										
		接介護4 ( 1,129 単位)																										
		接介護5 ( 1,281 単位)																										
	⑦ 7時間以上 8時間未満	接介護1 ( 757 単位)																										7時間以上、8時間未満の場合 +28単位
		接介護2 ( 897 単位)																										
		接介護3 ( 1,039 単位)																										
		接介護4 ( 1,206 単位)																										
		接介護5 ( 1,369 単位)																										
介護 医療 施設 の場合	① 1時間以上 2時間未満	接介護1 ( 366 単位)	×70/100	×70/100	+37/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +60単位	1日につき +40単位	1日につき +60単位	リハビリテ ーションア シスト加算 (A)	リハビリテ ーションア シスト加算 (B)	1日につき +110単位	1日につき +240単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +1300単位	利用開始日 から5日以 内かつ 1月につき +1250単位	1日につき +60単位	1日につき +50単位	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +200単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +50単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +150単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +100単位 超過日数 を2日と 算定	1日につき +20単位	1月につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位	
		接介護2 ( 395 単位)																										
		接介護3 ( 426 単位)																										
		接介護4 ( 455 単位)																										
		接介護5 ( 487 単位)																										
	② 2時間以上 3時間未満	接介護1 ( 380 単位)																										
		接介護2 ( 436 単位)																										
		接介護3 ( 494 単位)																										
		接介護4 ( 551 単位)																										
		接介護5 ( 608 単位)																										
	③ 3時間以上 4時間未満	接介護1 ( 483 単位)																										3時間以上、4時間未満の場合 +12単位
		接介護2 ( 561 単位)																										
		接介護3 ( 638 単位)																										
		接介護4 ( 738 単位)																										
		接介護5 ( 836 単位)																										
	④ 4時間以上 5時間未満	接介護1 ( 549 単位)																										4時間以上、5時間未満の場合 +16単位
		接介護2 ( 637 単位)																										
		接介護3 ( 725 単位)																										
		接介護4 ( 838 単位)																										
		接介護5 ( 950 単位)																										
	⑤ 5時間以上 6時間未満	接介護1 ( 618 単位)																										5時間以上、6時間未満の場合 +20単位
		接介護2 ( 733 単位)																										
		接介護3 ( 846 単位)																										
		接介護4 ( 980 単位)																										
		接介護5 ( 1,112 単位)																										
	⑥ 6時間以上 7時間未満	接介護1 ( 710 単位)																										6時間以上、7時間未満の場合 +24単位
		接介護2 ( 844 単位)																										
		接介護3 ( 974 単位)																										
		接介護4 ( 1,129 単位)																										
		接介護5 ( 1,281 単位)																										
	⑦ 7時間以上 8時間未満	接介護1 ( 757 単位)																										7時間以上、8時間未満の場合 +28単位
		接介護2 ( 897 単位)																										
		接介護3 ( 1,039 単位)																										
		接介護4 ( 1,206 単位)																										
		接介護5 ( 1,369 単位)																										

基本部分										注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
										利用者の数 が利用可能 人数の2割 以上ある 場合	医師、理学 療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護士、介護職員などの 数が基準に満たない 場合	感染症又は 災害時の発生 が理由とな る利用者数 が減少が 一定以上生 じている場合	理学療法士 等体制強化 加算	高齢以上、高齢未満の通所リハビリ テーションの前後に日常生活上の用品を行う加 算	リハビリテーション提供体制加算	中山間地域 等に居住す る介護老人 福祉施設の サービス従 事者加算	大浴介助加 算(イ)	大浴介助加 算(ロ)	リハビリテ ーション機 能強化加算 (イ)	リハビリテ ーション機 能強化加算 (ロ)	短期集中制 度リハビリ テーション 実施加算	認知症短期 集中リハビリ テーション 実施加算 (イ)	認知症短期 集中リハビリ テーション 実施加算 (ロ)	生活行為的 リハビリテ ーションの 実施加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養アシス ト加算	変異改善加 算	口腔ケア加 算(イ)	口腔ケア加 算(ロ)	口腔機能向 上加算(イ)	口腔機能向 上加算(ロ)	重症療育 加算	中重度者ケ ア体制加算	科学的介護 推進体制加 算	事業所など 住宅に設け た介護老人 福祉施設等 における居 住者への通 所リハビリ テーション 実施加算	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合	事業所が送 迎を行う場 合
1)	接介護1	( 361 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 392 単位)																																								
	接介護3	( 421 単位)																																								
	接介護4	( 450 単位)																																								
	接介護5	( 481 単位)																																								
2)	接介護1	( 375 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 431 単位)																																								
	接介護3	( 488 単位)																																								
	接介護4	( 544 単位)																																								
	接介護5	( 601 単位)																																								
3)	接介護1	( 477 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 554 単位)																																								
	接介護3	( 630 単位)																																								
	接介護4	( 727 単位)																																								
	接介護5	( 824 単位)																																								
4)	接介護1	( 540 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 626 単位)																																								
	接介護3	( 711 単位)																																								
	接介護4	( 821 単位)																																								
	接介護5	( 932 単位)																																								
5)	接介護1	( 599 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 709 単位)																																								
	接介護3	( 819 単位)																																								
	接介護4	( 950 単位)																																								
	接介護5	( 1,077 単位)																																								
6)	接介護1	( 694 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 824 単位)																																								
	接介護3	( 953 単位)																																								
	接介護4	( 1,102 単位)																																								
	接介護5	( 1,252 単位)																																								
7)	接介護1	( 734 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 868 単位)																																								
	接介護3	( 1,006 単位)																																								
	接介護4	( 1,166 単位)																																								
	接介護5	( 1,325 単位)																																								
ロ 大規模の事業所 での場合	1)	接介護1	( 361 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 392 単位)																																							
		接介護3	( 421 単位)																																							
		接介護4	( 450 単位)																																							
		接介護5	( 481 単位)																																							
	2)	接介護1	( 375 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 431 単位)																																							
		接介護3	( 488 単位)																																							
		接介護4	( 544 単位)																																							
		接介護5	( 601 単位)																																							
	3)	接介護1	( 477 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 554 単位)																																							
		接介護3	( 630 単位)																																							
		接介護4	( 727 単位)																																							
		接介護5	( 824 単位)																																							
	4)	接介護1	( 540 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 626 単位)																																							
		接介護3	( 711 単位)																																							
		接介護4	( 821 単位)																																							
		接介護5	( 932 単位)																																							
	5)	接介護1	( 599 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 709 単位)																																							
		接介護3	( 819 単位)																																							
		接介護4	( 950 単位)																																							
接介護5		( 1,077 単位)																																								
6)	接介護1	( 694 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 824 単位)																																								
	接介護3	( 953 単位)																																								
	接介護4	( 1,102 単位)																																								
	接介護5	( 1,252 単位)																																								
7)	接介護1	( 734 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 868 単位)																																								
	接介護3	( 1,006 単位)																																								
	接介護4	( 1,166 単位)																																								
	接介護5	( 1,325 単位)																																								
介護老人 保健施設の場合	1)	接介護1	( 361 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 392 単位)																																							
		接介護3	( 421 単位)																																							
		接介護4	( 450 単位)																																							
		接介護5	( 481 単位)																																							
	2)	接介護1	( 375 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 431 単位)																																							
		接介護3	( 488 単位)																																							
		接介護4	( 544 単位)																																							
		接介護5	( 601 単位)																																							
	3)	接介護1	( 477 単位)	1日につき +30単位																																						
		接介護2	( 554 単位)																																							
		接介護3	( 630 単位)																																							
		接介護4	( 727 単位)																																							
		接介護5	( 824 単位)																																							
4)	接介護1	( 540 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 626 単位)																																								
	接介護3	( 711 単位)																																								
	接介護4	( 821 単位)																																								
	接介護5	( 932 単位)																																								
5)	接介護1	( 599 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 709 単位)																																								
	接介護3	( 819 単位)																																								
	接介護4	( 950 単位)																																								
	接介護5	( 1,077 単位)																																								
6)	接介護1	( 694 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 824 単位)																																								
	接介護3	( 953 単位)																																								
	接介護4	( 1,102 単位)																																								
	接介護5	( 1,252 単位)																																								
7)	接介護1	( 734 単位)	1日につき +30単位																																							
	接介護2	( 868 単位)																																								
	接介護3	( 1,006 単位)																																								
	接介護4	( 1,166 単位)																																								
	接介護5	( 1,325 単位)																																								



基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
ハ 大規模の事業所(Ⅱ)の場合	病院又は診療所の場合	① 1時間以上 2時間未満	媒介費1 ( 353 単位)	1日につき +30単位																						
			媒介費2 ( 384 単位)																							
			媒介費3 ( 411 単位)																							
			媒介費4 ( 441 単位)																							
			媒介費5 ( 469 単位)																							
		② 2時間以上 3時間未満	媒介費1 ( 368 単位)																							
			媒介費2 ( 423 単位)																							
			媒介費3 ( 477 単位)																							
			媒介費4 ( 531 単位)																							
			媒介費5 ( 586 単位)																							
		③ 3時間以上 4時間未満	媒介費1 ( 465 単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位																						
			媒介費2 ( 542 単位)																							
	媒介費3 ( 616 単位)																									
	媒介費4 ( 710 単位)																									
	媒介費5 ( 806 単位)																									
	④ 4時間以上 5時間未満	媒介費1 ( 520 単位)	4時間以上5時間未満の場合 +16単位																							
		媒介費2 ( 606 単位)																								
		媒介費3 ( 689 単位)																								
		媒介費4 ( 796 単位)																								
		媒介費5 ( 902 単位)																								
	⑤ 5時間以上 6時間未満	媒介費1 ( 579 単位)	5時間以上6時間未満の場合 +20単位																							
		媒介費2 ( 687 単位)																								
		媒介費3 ( 793 単位)																								
		媒介費4 ( 919 単位)																								
		媒介費5 ( 1,043 単位)																								
	⑥ 6時間以上 7時間未満	媒介費1 ( 670 単位)	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																							
		媒介費2 ( 797 単位)																								
		媒介費3 ( 919 単位)																								
媒介費4 ( 1,066 単位)																										
媒介費5 ( 1,211 単位)																										
⑦ 7時間以上 8時間未満	媒介費1 ( 708 単位)	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																								
	媒介費2 ( 841 単位)																									
	媒介費3 ( 973 単位)																									
	媒介費4 ( 1,129 単位)																									
	媒介費5 ( 1,282 単位)																									
介護老人保健施設の場合	① 1時間以上 2時間未満	媒介費1 ( 353 単位)	1日につき +30単位																							
		媒介費2 ( 384 単位)																								
		媒介費3 ( 411 単位)																								
		媒介費4 ( 441 単位)																								
		媒介費5 ( 469 単位)																								
	② 2時間以上 3時間未満	媒介費1 ( 368 単位)																								
		媒介費2 ( 423 単位)																								
		媒介費3 ( 477 単位)																								
		媒介費4 ( 531 単位)																								
		媒介費5 ( 586 単位)																								
	③ 3時間以上 4時間未満	媒介費1 ( 465 単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位																							
		媒介費2 ( 542 単位)																								
媒介費3 ( 616 単位)																										
媒介費4 ( 710 単位)																										
媒介費5 ( 806 単位)																										
④ 4時間以上 5時間未満	媒介費1 ( 520 単位)	4時間以上5時間未満の場合 +16単位																								
	媒介費2 ( 606 単位)																									
	媒介費3 ( 689 単位)																									
	媒介費4 ( 796 単位)																									
	媒介費5 ( 902 単位)																									
⑤ 5時間以上 6時間未満	媒介費1 ( 579 単位)	5時間以上6時間未満の場合 +20単位																								
	媒介費2 ( 687 単位)																									
	媒介費3 ( 793 単位)																									
	媒介費4 ( 919 単位)																									
	媒介費5 ( 1,043 単位)																									
⑥ 6時間以上 7時間未満	媒介費1 ( 670 単位)	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																								
	媒介費2 ( 797 単位)																									
	媒介費3 ( 919 単位)																									
	媒介費4 ( 1,066 単位)																									
	媒介費5 ( 1,211 単位)																									
⑦ 7時間以上 8時間未満	媒介費1 ( 708 単位)	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																								
	媒介費2 ( 841 単位)																									
	媒介費3 ( 973 単位)																									
	媒介費4 ( 1,129 単位)																									
	媒介費5 ( 1,282 単位)																									
介護療養施設の場合	① 1時間以上 2時間未満	媒介費1 ( 353 単位)	1日につき +30単位																							
		媒介費2 ( 384 単位)																								
		媒介費3 ( 411 単位)																								
		媒介費4 ( 441 単位)																								
		媒介費5 ( 469 単位)																								
	② 2時間以上 3時間未満	媒介費1 ( 368 単位)																								
		媒介費2 ( 423 単位)																								
		媒介費3 ( 477 単位)																								
		媒介費4 ( 531 単位)																								
		媒介費5 ( 586 単位)																								
	③ 3時間以上 4時間未満	媒介費1 ( 465 単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位																							
		媒介費2 ( 542 単位)																								
媒介費3 ( 616 単位)																										
媒介費4 ( 710 単位)																										
媒介費5 ( 806 単位)																										
④ 4時間以上 5時間未満	媒介費1 ( 520 単位)	4時間以上5時間未満の場合 +16単位																								
	媒介費2 ( 606 単位)																									
	媒介費3 ( 689 単位)																									
	媒介費4 ( 796 単位)																									
	媒介費5 ( 902 単位)																									
⑤ 5時間以上 6時間未満	媒介費1 ( 579 単位)	5時間以上6時間未満の場合 +20単位																								
	媒介費2 ( 687 単位)																									
	媒介費3 ( 793 単位)																									
	媒介費4 ( 919 単位)																									
	媒介費5 ( 1,043 単位)																									
⑥ 6時間以上 7時間未満	媒介費1 ( 670 単位)	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																								
	媒介費2 ( 797 単位)																									
	媒介費3 ( 919 単位)																									
	媒介費4 ( 1,066 単位)																									
	媒介費5 ( 1,211 単位)																									
⑦ 7時間以上 8時間未満	媒介費1 ( 708 単位)	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																								
	媒介費2 ( 841 単位)																									
	媒介費3 ( 973 単位)																									
	媒介費4 ( 1,129 単位)																									
	媒介費5 ( 1,282 単位)																									

二 移行支援加算 (1日につき 12単位を加算)

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- ④ サービス提供体制強化加算(Ⅳ)

- ① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- ④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

- ① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- ② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- ③ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)

- ① 介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)
- ② 介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅱ)

注 所定単位は、以下から最大により算出した単位数の合計

注 所定単位は、以下から最大により算出した単位数の合計

注 所定単位は、以下から最大により算出した単位数の合計

注 所定単位は、以下から最大により算出した単位数の合計

※ 〇又は△を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

8 短期入所生活介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	
短期入所生活介護費 (単位:円)	① 単独型短期入所生活介護費 ② 併設型短期入所生活介護費	(A) 単独型短期入所生活介護費 (B) 併設型短期入所生活介護費	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
ユニット型短期入所生活介護費 (単位:円)	① 単独型ユニット型短期入所生活介護費 ② 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(A) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (B) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100





ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止具の取組	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットアにおける体制が未整備である場合	注	注	注	注	注	注		
① 診療所短期入所療養介護費 (日につき)	(-) 診療所短期入所療養介護費 (日)	a 診療所短期入所療養介護費 (イ) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位)	×70/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき +29単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 +120単位 (7日 療養を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位
			要介護2 ( 756 単位)										
			要介護3 ( 806 単位)										
			要介護4 ( 857 単位)										
			要介護5 ( 908 単位)										
			要介護6 ( 959 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ロ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 ( 786 単位)										
			要介護3 ( 836 単位)										
			要介護4 ( 886 単位)										
			要介護5 ( 936 単位)										
			要介護6 ( 986 単位)										
			要介護7 ( 1036 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (ハ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 724 単位)										
			要介護2 ( 774 単位)										
			要介護3 ( 824 単位)										
			要介護4 ( 874 単位)										
			要介護5 ( 924 単位)										
			要介護6 ( 974 単位)										
	d 診療所短期入所療養介護費 (ニ) <多床室>	要介護1 ( 813 単位)											
		要介護2 ( 864 単位)											
		要介護3 ( 916 単位)											
		要介護4 ( 965 単位)											
		要介護5 ( 1016 単位)											
		要介護6 ( 1066 単位)											
e 診療所短期入所療養介護費 (ヒ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 847 単位)												
	要介護2 ( 891 単位)												
	要介護3 ( 934 単位)												
	要介護4 ( 979 単位)												
	要介護5 ( 1029 単位)												
	要介護6 ( 1079 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (ヘ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 835 単位)												
	要介護2 ( 888 単位)												
	要介護3 ( 941 単位)												
	要介護4 ( 992 単位)												
	要介護5 ( 1045 単位)												
	要介護6 ( 1095 単位)												
(-) 診療所短期入所療養介護費 (日)	看護介護 <3:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (イ) <従来型個室>	要介護1 ( 624 単位)	×70/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき +29単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 +120単位 (7日 療養を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位	
		要介護2 ( 670 単位)											
		要介護3 ( 715 単位)											
		要介護4 ( 762 単位)											
		要介護5 ( 807 単位)											
		要介護6 ( 854 単位)											
b 診療所短期入所療養介護費 (ロ) <多床室>	要介護1 ( 724 単位)												
	要介護2 ( 774 単位)												
	要介護3 ( 824 単位)												
	要介護4 ( 874 単位)												
	要介護5 ( 924 単位)												
	要介護6 ( 974 単位)												
② ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日につき)	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <ユニット型個室>	要介護1 ( 864 単位)	×97/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき +29単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 +120単位 (7日 療養を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位	
		要介護2 ( 887 単位)											
		要介護3 ( 937 単位)											
		要介護4 ( 988 単位)											
		要介護5 ( 1039 単位)											
	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 864 単位)											
		要介護2 ( 918 単位)											
		要介護3 ( 970 単位)											
		要介護4 ( 1022 単位)											
		要介護5 ( 1076 単位)											
	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位)											
		要介護2 ( 907 単位)											
要介護3 ( 959 単位)													
要介護4 ( 1010 単位)													
要介護5 ( 1062 単位)													
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 887 単位)												
	要介護2 ( 937 単位)												
	要介護3 ( 988 単位)												
	要介護4 ( 1039 単位)												
	要介護5 ( 1091 単位)												
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位)												
	要介護2 ( 918 単位)												
	要介護3 ( 970 単位)												
	要介護4 ( 1022 単位)												
	要介護5 ( 1076 単位)												
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 854 単位)												
	要介護2 ( 907 単位)												
	要介護3 ( 959 単位)												
	要介護4 ( 1010 単位)												
	要介護5 ( 1062 単位)												
③ 特定診療所短期入所療養介護費	(イ) 特設ユニット	要介護1 ( 684 単位)	×97/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき +29単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 +120単位 (7日 療養を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位	
	(ロ) 特設ユニット	要介護2 ( 948 単位)											
	(ハ) 特設ユニット	要介護3 ( 1316 単位)											
④ 1日当りの看護強化加算 1日につき 51単位を加算 (0日に10日を限度)													
⑤ 療養費加算 1日につき 88単位を加算 (0日に3日を限度)													
⑥ 認知症専門ケア加算	(イ) 認知症専門ケア加算 (イ)	1日につき 39単位を加算											
	(ロ) 認知症専門ケア加算 (ロ)	0日につき 49単位を加算											
⑦ 特定診療費													
⑧ 生産性向上推進体制加算	(イ) 生産性向上推進体制加算 (イ)	0日につき 109単位を加算											
	(ロ) 生産性向上推進体制加算 (ロ)	0日につき 109単位を加算											
⑨ サービス提供体制強化加算	(イ) サービス提供体制強化加算 (イ)	0日につき 22単位を加算											
	(ロ) サービス提供体制強化加算 (ロ)	0日につき 189単位を加算											
	(ハ) サービス提供体制強化加算 (ハ)	0日につき 69単位を加算											
⑩ 介護職員処遇改善加算	(イ) 介護職員処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位×26/1000】 注 所定単位は、(イ)から(ロ)までに算定した単位数の合計											
	(ロ) 介護職員処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位×19/1000】											
	(ハ) 介護職員処遇改善加算 (ハ)	【月につき +所定単位×10/1000】											
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算	(イ) 介護職員等特定処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位×15/1000】 注 所定単位は、(イ)から(ロ)までに算定した単位数の合計											
	(ロ) 介護職員等特定処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位×11/1000】											
	(ハ) 介護職員等特定処遇改善加算 (ハ)	【月につき +所定単位×5/1000】											

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：身体拘束防止具未整備加算については各月3回(月1日)が適用可能

注：業務委託計画未承認加算については、承認後の予防ケア等の計画的な加算の取組は非業務委託に関する目的計画の策定を行って受入時には、各加算(月1日)までの適用はなし

注：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については各月3回(月1日)まで算定可能





II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者内住の申請 が未定算減算	注 業務継続計画未定 算減算	注 事業計画(1)中の 60件以上65件以下 の申請又は(2)中の 20件以上の申請を 20人以上100名を 要支援者とする 要支援者計画	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集申減 算
イ 居宅介護支援費 (0月につき)	① 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	運営基準減算 ×50/100 運営基準減算が2月 以上継続している場合 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3・4・5 ( 1,411単位)								
		要介護1・2 ( 549単位)								
		要介護3・4・5 ( 704単位)								
		要介護1・2 ( 326単位)								
		要介護3・4・5 ( 422単位)								
	② 居宅介護支援費 (2)	要介護1・2 ( 1,086単位)								
		要介護3・4・5 ( 1,411単位)								
		要介護1・2 ( 527単位)								
		要介護3・4・5 ( 683単位)								
		要介護1・2 ( 316単位)								
		要介護3・4・5 ( 410単位)								
ロ 初回加算 0月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	① 特定事業所加算 (1)	0月につき +519単位)								
	② 特定事業所加算 (2)	0月につき +321単位)								
	③ 特定事業所加算 (3)	0月につき +323単位)								
	④ 特定事業所加算 (4)	0月につき +119単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 0月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	① 入院時情報連携加算 (1)	0月につき +250単位)								
	② 入院時情報連携加算 (2)	0月につき +200単位)								
ヘ 退院 退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	① 退院 退所加算 (1)イ	6450単位)								
	② 退院 退所加算 (1)ロ	6600単位)								
	③ 退院 退所加算 (2)イ	6600単位)								
	④ 退院 退所加算 (2)ロ	6750単位)								
	⑤ 退院 退所加算 (3)	6900単位)								
ト 退院時情報連携加算 0月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 0月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡及び死亡前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	6400単位)							

※居宅介護支援費 (1)については、介護支援専門員1人当たり取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については (1)を、60件以上の部分については (2)を算定する。  
 ※居宅介護支援費 (2)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の利用に係る電子計算機を接続された居宅サービス計画の情報の共有のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については (1)を、60件以上の部分については (2)を算定する。  
 ※ 業務継続計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。





2 介護保健施設サービス

基本部分		介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合	介護計画書 の記載内容 を要する 場合			
イ 介護保健施設 サービス費 【H12~H28】	① 介護保健施設 サービス費 ① <在宅型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
	② 介護保健施設 サービス費 ② <在宅型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
	③ 介護保健施設 サービス費 ③ <在宅型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
④ 介護保健施設 サービス費 ④ <在宅型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5													
	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5													
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 【H12~H28】	① ユニット型介護保健施設サービス費 ① <ユニット型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
	② ユニット型介護保健施設サービス費 ② <ユニット型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
	③ ユニット型介護保健施設サービス費 ③ <ユニット型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
		ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5												
④ ユニット型介護保健施設サービス費 ④ <ユニット型> 【看護士・看護士長・看護士長補佐】	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5													
	ケア1	ケア2	ケア3	ケア4	ケア5													



4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				改修を行う職員の時給を標準を調えない場合	入所者の職が人前での定食は認められる	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の人数が定数に満たない場合は	看護部が標準に定めた看護職員の数に、20/100未満の付加人数を算入する場合	労働のユニットが同一ユニット時に配置していない等ユニットケアに関する制約がある場合	身体拘束禁止未実施確保	安全管理体制未実施確保	介護管理の標準を満たさない場合	介護管理の標準を満たさない場合	介護管理の標準を満たさない場合	改修を行う職員の時給を標準を調えない場合	若年性認知症人前での定食は認められる
イ	① I型介護医療院サービス費(日につき)	(-) I型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 724) 単位)	× 90 / 100											
			要介護2 ( 832) 単位)												
			要介護3 ( 1,070) 単位)												
		要介護4 ( 1,172) 単位)													
		要介護5 ( 1,264) 単位)													
		要介護1 ( 832) 単位)													
	② I型介護医療院サービス費(日につき)	(-) I型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 824) 単位)												
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
		(-) I型介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 824) 単位)												
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
③ I型介護医療院サービス費(日につき)	(-) I型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 824) 単位)													
		要介護2 ( 932) 単位)													
		要介護3 ( 1,170) 単位)													
	(-) I型介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 824) 単位)													
		要介護2 ( 932) 単位)													
		要介護3 ( 1,170) 単位)													
ロ	① II型介護医療院サービス費(日につき)	(-) II型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 872) 単位)	× 90 / 100											
			要介護2 ( 972) 単位)												
			要介護3 ( 1,210) 単位)												
		要介護4 ( 1,312) 単位)													
		要介護5 ( 1,404) 単位)													
		要介護1 ( 972) 単位)													
	② II型介護医療院サービス費(日につき)	(-) II型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 972) 単位)												
			要介護2 ( 1,072) 単位)												
			要介護3 ( 1,310) 単位)												
		(-) II型介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 972) 単位)												
			要介護2 ( 1,072) 単位)												
			要介護3 ( 1,310) 単位)												
③ II型介護医療院サービス費(日につき)	(-) II型介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 972) 単位)													
		要介護2 ( 1,072) 単位)													
		要介護3 ( 1,310) 単位)													
	(-) II型介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 972) 単位)													
		要介護2 ( 1,072) 単位)													
		要介護3 ( 1,310) 単位)													
ハ	① I型特別介護医療院サービス費	(-) I型特別介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 1,040) 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100		- 10 / 100	1日につき - 5単位	1日につき - 14単位	1日につき - 25単位	1日につき - 25単位	1日につき + 23単位	1日につき + 120単位	
			要介護2 ( 1,140) 単位)												
			要介護3 ( 1,378) 単位)												
		(-) I型特別介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 1,040) 単位)												
			要介護2 ( 1,140) 単位)												
			要介護3 ( 1,378) 単位)												
	② II型特別介護医療院サービス費	(-) II型特別介護医療院サービス費(日) <従来型個室>	要介護1 ( 1,140) 単位)												
			要介護2 ( 1,240) 単位)												
			要介護3 ( 1,478) 単位)												
		(-) II型特別介護医療院サービス費(日) <多床室>	要介護1 ( 1,140) 単位)												
			要介護2 ( 1,240) 単位)												
			要介護3 ( 1,478) 単位)												
ニ	① ユニット型I型介護医療院サービス費(日につき)	(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 824) 単位)	× 90 / 100											
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
		(-) 経路的ユニット型I型介護医療院サービス費 <ユニット個室室的多床室>	要介護1 ( 824) 単位)												
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
	② ユニット型I型介護医療院サービス費(日につき)	(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 824) 単位)												
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
		(-) 経路的ユニット型I型介護医療院サービス費 <ユニット個室室的多床室>	要介護1 ( 824) 単位)												
			要介護2 ( 932) 単位)												
			要介護3 ( 1,170) 単位)												
ホ	① ユニット型II型介護医療院サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 872) 単位)	× 97 / 100												
		要介護2 ( 972) 単位)													
		要介護3 ( 1,210) 単位)													
		要介護4 ( 1,312) 単位)													
		要介護5 ( 1,404) 単位)													
		要介護1 ( 972) 単位)													
② 経路的ユニット型II型介護医療院サービス費 <ユニット個室室的多床室>	要介護1 ( 872) 単位)														
	要介護2 ( 972) 単位)														
	要介護3 ( 1,210) 単位)														
	要介護4 ( 1,312) 単位)														
	要介護5 ( 1,404) 単位)														
	要介護1 ( 972) 単位)														
ヘ	① ユニット型I型特別介護医療院サービス費	(-) ユニット型I型特別介護医療院サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 1,268) 単位)	× 90 / 100											
			要介護2 ( 1,368) 単位)												
			要介護3 ( 1,606) 単位)												
		(-) 経路的ユニット型I型特別介護医療院サービス費 <ユニット個室室的多床室>	要介護1 ( 1,268) 単位)												
			要介護2 ( 1,368) 単位)												
			要介護3 ( 1,606) 単位)												
	② ユニット型II型特別介護医療院サービス費	(-) ユニット型II型特別介護医療院サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 1,368) 単位)												
			要介護2 ( 1,468) 単位)												
			要介護3 ( 1,706) 単位)												
		(-) 経路的ユニット型II型特別介護医療院サービス費 <ユニット個室室的多床室>	要介護1 ( 1,368) 単位)												
			要介護2 ( 1,468) 単位)												
			要介護3 ( 1,706) 単位)												

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日名限度として所定単位数に代えて1日につき36単位を算定
注 経行的退所サービス費		入所者に対して居室における経行的退所を認めた場合、1月につき6日名限度として1日につき80単位を算定
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日名限度として所定単位数に代えて1日につき36単位を算定
ト 初期加算	(1日につき + 30単位)	
注 退所時支援体制加算 特2	1月につき + 100単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 再入所時支援体制加算 特2	1月につき + 100単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 退所時指導等加算 特2	退所前指導加算 a 退所前指導加算 (入所中1回又は2回名限度にて、40単位を算定) b 退所後指導加算 (退所後1回名限度にて、40単位を算定) c 退所時指導加算 (退所時1回名限度にて、40単位を算定) d 退所時情報提供加算 (退所前1回名限度にて、60単位を算定) e 退所前連携加算 (退所前1回名限度にて、60単位を算定) 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、退所状況、生活習慣等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、退所状況、生活習慣等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、退所状況、生活習慣等を提供した場合
注 訪問看護指示加算	1月につき + 300単位を算定	注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。 注 退所前連携加算は、退所前2週間以内に行われなければならない。
注 協力医療機関連携加算	1月につき + 100単位を算定 1月につき + 50単位を算定 1月につき + 20単位を算定	注 1月につき + 100単位を算定 注 1月につき + 50単位を算定 注 1月につき + 20単位を算定
注 栄養マネジメント強化加算	1日につき + 1単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 経口摂食加算 特2	1日につき + 2単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
注 経口維持加算 特2	経口維持加算 Ⅰ) 1月につき + 400単位を算定 経口維持加算 Ⅱ) 1月につき + 100単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は経口摂食加算を算定しない場合は、算定しない。 注 経口維持加算 Ⅰ) を算定していない場合は、算定しない。
注 口腔衛生管理加算 特2	経口維持加算 Ⅰ) 1月につき + 90単位を算定 経口維持加算 Ⅱ) 1月につき + 110単位を算定	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを1週2回以上行い、当該入所者に必要な口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
注 療養加算	1日につき + 6単位を算定 (1日に3回名限度)	
注 在宅復帰支援体制加算 特2	1日につき + 100単位を算定	
注 特別診療費 特2		
注 緊急時急診診療費	緊急時急診診療費 ア 緊急時急診診療費 (1日につき + 518単位を算定) イ 特定治療	
注 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算 Ⅰ) 1日につき + 3単位を算定 認知症専門ケア加算 Ⅱ) 1日につき + 4単位を算定	
注 認知症チームケア推進加算	認知症チームケア推進加算 Ⅰ) 1日につき + 150単位を算定 認知症チームケア推進加算 Ⅱ) 1日につき + 100単位を算定 認知症チームケア推進加算 Ⅲ) 1日につき + 50単位を算定	
注 認知症行動・心理症状対応加算	1月につき + 200単位を算定	
注 重度認知症疾患療養体制加算	重度認知症疾患療養体制加算 Ⅰ) 1月につき + 400単位を算定 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅱ) 1月につき + 400単位を算定 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅲ) 1月につき + 200単位を算定 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅳ) 1月につき + 100単位を算定	
注 排せつ支援加算 特2	排せつ支援加算 Ⅰ) 1月につき + 100単位を算定 排せつ支援加算 Ⅱ) 1月につき + 150単位を算定 排せつ支援加算 Ⅲ) 1月につき + 200単位を算定	
注 自立支援促進加算 特2	1月につき + 60単位を算定	
注 科学的介護推進体制加算 特2	科学的介護推進体制加算 Ⅰ) 1月につき + 400単位を算定 科学的介護推進体制加算 Ⅱ) 1月につき + 600単位を算定	
注 安全対策体制加算 特2	1月につき + 200単位を算定	
注 高齢者虐待等対応体制加算	高齢者虐待等対応体制加算 Ⅰ) 1月につき + 100単位を算定 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅱ) 1月につき + 200単位を算定	
注 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算 Ⅰ) 1月につき + 260単位を算定 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ) 1月につき + 190単位を算定 介護職員等処遇改善加算 Ⅲ) 1月につき + 100単位を算定	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計
注 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ) 1月につき + 150単位を算定 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ) 1月につき + 110単位を算定	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計
注 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき + 50単位を算定	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
※ へ及びを適用する場合には、特2を適用しない。  
※ 介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年(令和7年)3月31日までの期間適用しない。  
※ 介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年(令和7年)3月31日までの期間適用可能。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

 :令和6年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

### ニ ~~削除~~

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(0回につき 856単位)	-1/100	-1/100	× 95/100	× 90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所同一建物の利用者の利用者が50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ 初回加算	(0月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)								
	② 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)								
ニ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)								
	② サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)								
	③ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)								
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	② 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)								
	③ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(イ)	複数名訪問加算(ロ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(ホ)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (602単位)	× 90/100	夜間又は早朝の場合 + 25/100  深夜の場合 + 50/100	30分未満の場合 + 254単位	30分未満の場合 + 201単位	+ 300単位	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1月につき + 57単位	1月につき + 500単位 又は ①の場合 + 250単位	- 5単位
	② 30分未満 (450単位)												
	③ 30分以上1時間未満 (792単位)												
	④ 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (88単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	× 90/100	深夜の場合 + 50/100	30分未満の場合 + 402単位	30分以上の場合 + 317単位	+ 300単位	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ①の場合 + 250単位	- 5単位
	② 30分未満 (381単位)												
	③ 30分以上1時間未満 (652単位)												
	④ 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算		0月につき + 300単位											
ニ 退院時共同指導加算		0月につき + 600単位											
ホ 看護体制強化加算		0月につき + 100単位											
ヘ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算(イ) 0回につき + 6単位 ② サービス提供体制強化加算(ロ) 0回につき + 3単位											

： 特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及び サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目  
事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 1月以内の2回以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
		事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	前期後半リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100  事業所が同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1日につき + 200単位	- 50単位	- 5単位
	介護老人保健施設の場合							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算		0月につき 120単位(を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算(イ) 0回につき + 6単位 ② サービス提供体制強化加算(ロ) 0回につき + 3単位						

： 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目  
事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入



4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 （自2回/月）	① 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （②以外）	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 614単位			
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 445単位			
	② 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） 在宅時医学総合管理科又は特定施設入居型等在宅総合管理科を認定する場合	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 298単位			
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 289単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 259単位			
ロ 歯科医師が行う場合 （自2回/月）	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 616単位	+ 15/ 100	+ 10/ 100	+ 5/ 100	
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位				
	③ ①及び②以外の場合 440単位				
ハ 薬剤師が行う場合	① 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （自2回/月）	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 669単位	注 特別な薬剤の投与が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際する必要な薬学的管理指導を行った場合  + 100単位		
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 419単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 379単位			
	② 薬局の薬剤師の場合 （自4回/月）	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 617単位			
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 341単位			
ニ 管理栄養士が行う場合 （自2回/月）	① 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 644単位			
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 443単位			
	② 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	（ア）単一建物居住者1人に対して行う場合 624単位			
		（イ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 466単位			
		（ロ）及び（ハ）以外の場合 423単位			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （自4回/月）	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 661単位	+ 15/ 100	+ 10/ 100	+ 5/ 100	
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 525単位				
	③ ①及び②以外の場合 494単位				

※ ハ ①（イ）（ロ）（ハ）について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	生活行為向上リハビリテーション実施加算				
		要支援2					若年性認知症利用者受入加算			
	介護老人保健施設の場合	要支援1						事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合		
		要支援2							利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	
	介護医療院の場合	要支援1								+240単位
		要支援2								
ロ 運動器機能向上加算 (月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養アセスメント加算 (月につき 50単位を加算)										
ニ 栄養改善加算 (月につき 200単位を加算)										
ホ 口腔栄養スクリーニング加算	① 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (1回につき 20単位を加算 6月に1回を限度)									
	② 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ (1回につき 5単位を加算 6月に1回を限度)									
ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算Ⅰ (月につき 150単位を加算)									
	② 口腔機能向上加算Ⅱ (月につき 160単位を加算)									
ト 選択的サービス複数実施加算	① 選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善 (0月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (0月につき 480単位を加算)								
		栄養改善及び口腔機能向上 (0月につき 480単位を加算)								
	② 選択的サービス複数実施加算Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (0月につき 700単位を加算)								
チ 事業所評価加算 (月につき 120単位を加算)										
リ 科学的介護推進体制加算 (月につき 40単位を加算)										
ヌ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 (0月につき 88単位を加算)								
		要支援2 (0月につき 176単位を加算)								
	② サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1 (0月につき 72単位を加算)								
		要支援2 (0月につき 144単位を加算)								
	③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1 (0月につき 24単位を加算)								
		要支援2 (0月につき 48単位を加算)								
ル 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算Ⅰ (月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							
	② 介護職員処遇改善加算Ⅱ (月につき +所定単位×34/1000)									
	③ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (月につき +所定単位×19/1000)									
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							
	② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (月につき +所定単位×17/1000)									
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							

： 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	① 単独型介護予防短期入所生活介護費	イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (420 単位)	4,420 円	× 97/100	× 70/100	× 70/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 97/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100
		要支援2 (280 単位)	3,480 円													
	ロ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1 (420 単位)	4,420 円													
	要支援2 (280 単位)	3,480 円														
ロ エユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	① 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	イ) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (420 単位)	4,420 円	× 97/100	× 70/100	× 70/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 97/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100	× 1/100
		要支援2 (280 単位)	3,480 円													
	ロ) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1 (420 単位)	4,420 円													
	要支援2 (280 単位)	3,480 円														

1. 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき + 5単位 (4日に3単位を上限)
2. 療養食加算	① 療養食加算	1日につき + 8単位 (8日に3単位を上限)
3. 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき + 3単位 (3単位を上限)
	② 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき + 4単位 (4単位を上限)
4. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	① 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき + 100単位 (100単位を上限)
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき + 100単位 (100単位を上限)
5. サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき + 22単位 (22単位を上限)
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき + 18単位 (18単位を上限)
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき + 6単位 (6単位を上限)
6. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	① 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき + 所定単位 × 83/1000
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき + 所定単位 × 60/1000
	③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき + 所定単位 × 33/1000
7. 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき + 所定単位 × 27/1000
	② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき + 所定単位 × 23/1000
8. 介護職員等ベースアップ等支援加算	① 介護職員等ベースアップ等支援加算	1日につき + 所定単位 × 16/1000

注：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束等防止計画策定期間(2023年4月1日)以降適用する。

※ 要支援1は介護職員処遇改善加算(Ⅰ)により算定された単位を基礎として算定し、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)により算定された単位を加算して算定する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 【日につき】	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 322 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
		要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位										
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【宅強化型】											要支援1 ( 632 単位)
		要支援2 ( 232 単位)											1日につき +24単位
	c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 611 単位)											
	要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位											
	d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【宅強化型】		要支援1 ( 672 単位)										
	要支援2 ( 831 単位)		1日につき +24単位										
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健(看護職員配置)>												a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養型】
		要支援2 ( 232 単位)											1日につき +24単位
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】											
		要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健(看護オンコール体制)>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【療養型】											
		要支援2 ( 232 単位)											1日につき +24単位
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】											
		要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位										
(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <従来型個室>	要支援1 ( 972 単位)											
	要支援2 ( 211 単位)	1日につき +24単位											
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>			要支援1 ( 931 単位)									
	要支援2 ( 232 単位)		1日につき +24単位										
ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 【日につき】	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)			a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 ( 232 単位)		1日につき +24単位									
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【宅強化型】			要支援1 ( 682 単位)								
		要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位										
	c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)											
	要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位											
	d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室の多床室>【宅強化型】			要支援1 ( 682 単位)									
	要支援2 ( 841 単位)		1日につき +24単位										
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健(看護職員配置)>			a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室>【療養型】	要支援1 ( 621 単位)								
		要支援2 ( 811 単位)		1日につき +24単位									
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室の多床室>【療養型】			要支援1 ( 682 単位)								
		要支援2 ( 811 単位)	1日につき +24単位										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健(看護オンコール体制)>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット個室>【療養型】			要支援1 ( 621 単位)								
		要支援2 ( 811 単位)		1日につき +24単位									
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット個室の多床室>【療養型】			要支援1 ( 682 単位)								
		要支援2 ( 811 単位)	1日につき +24単位										
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット個室>	要支援1 ( 611 単位)											
	要支援2 ( 232 単位)	1日につき +24単位											
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット個室の多床室>			要支援1 ( 611 単位)									
	要支援2 ( 232 単位)		1日につき +24単位										

注 特別療養費	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	【日につき 27単位を加算】
注 療養体制維持特別加算	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	【日につき 57単位を加算】
注 総合ケア管理加算	利用中に1日1回限りに、日につき27単位を加算	
注 1.1 看護強化加算	0日につき +50単位 (月に1回を限度)	
注 2.1 療養食加算	0日につき 8単位を加算 (月に3回を限度)	
注 3.1 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 0日につき 8単位を加算 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 0日につき 8単位を加算	
注 4.1 緊急時治療費	(一)緊急時治療管理 療養型老健(看護職員配置) 【月に1回3日を超えて、日につき51単位を算定】 療養型老健(看護) 【月に1回3日を超えて、日につき51単位を算定】 (二)特定治療	
注 5.1 生活介助(看護)加算	(一)生活介助(看護)加算(Ⅰ) 0日につき 10単位を加算 (二)生活介助(看護)加算(Ⅱ) 0日につき 10単位を加算 (三)生活介助(看護)加算(Ⅲ) 0日につき 10単位を加算	
注 6.1 サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 0日につき 2単位を加算 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 0日につき 18単位を加算 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 0日につき 6単位を加算	
注 7.1 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき +所定単位×30/1000】 (二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき +所定単位×29/1000】 (三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【月につき +所定単位×16/1000】	算定単位は、0から10までを算定した単位数の合計
注 8.1 介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき +所定単位×2/1000】 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき +所定単位×17/1000】	算定単位は、0から10までを算定した単位数の合計
注 9.1 介護職員等ベースアップ等支援加算	【月につき +所定単位×8/1000】	算定単位は、0から10までを算定した単位数の合計

注：特別療養費と緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

- ※ 身体拘束禁止未実施等については各前項(4)目から適用する。
- ※ 業務終了後未退室時間については、退室後の対応及び入居の防止のための計画的な対応及び看護等を行う業務時間内を算定対象として、退室後は、各前項(4)目までを超過しない。
- ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、各前項(9)目(1)目までを超過しない。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
① 診療所介護予防短期入所療養介護費 (日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位)	× 70 / 100					診療所設備基準減算 1日につき - 60単位	1日につき - 25単位	1日につき + 200単位 (7日間を限度)	1日につき + 120単位	片道につき + 184単位		
		要支援2 ( 666 単位)													
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位)												
		要支援2 ( 693 単位)													
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位)												
		要支援2 ( 684 単位)													
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ) <多床室>	要支援1 ( 589 単位)												
		要支援2 ( 747 単位)													
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ロ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ロ) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位)												
		要支援2 ( 588 単位)													
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ロ) <多床室>	要支援1 ( 537 単位)												
		要支援2 ( 678 単位)													
		② ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (イ) <ユニット型個室>											要支援1 ( 616 単位)	× 97 / 100
			要支援2 ( 775 単位)												
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (ロ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位)														
要支援2 ( 804 単位)															
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (ロ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 634 単位)														
要支援2 ( 793 単位)															
③ 1階連携強化加算 (日につき + 50単位 (4月に3回を限度))	④ 療養食加算 (日につき 8単位を加算 (日に3回を限度))														
	⑤ 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (イ) (日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (ロ) (日につき 4単位を加算)														
	⑥ 特定診療費														
	⑦ 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 (イ) (日につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 (ロ) (日につき 100単位を加算) (三) 生産性向上推進体制加算 (ハ) (日につき 100単位を加算)														
⑧ サービス提供体制強化加算 (日につき 22単位を加算) (日につき 18単位を加算) (日につき 6単位を加算)	⑨ 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算 (イ) (月につき + 所定単位 × 26 / 1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (ロ) (月につき + 所定単位 × 19 / 1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (ハ) (月につき + 所定単位 × 10 / 1000)														
	⑩ 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (イ) (月につき + 所定単位 × 15 / 1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (ロ) (月につき + 所定単位 × 11 / 1000)														
	⑪ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (月につき + 所定単位 × 5 / 1000)														

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用し、

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等	介護予防期間 中受給者の 状況 等			
A	I 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(単位に ついで)	1 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費	a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>	療養費1 ( 300 単位)	× 90 / 100																			
			療養費2 ( 240 単位)																					
			b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>	療養費1 ( 300 単位)																				
			療養費2 ( 240 単位)																					
			II 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費	a II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>																		療養費1 ( 300 単位)		
				療養費2 ( 240 単位)																				
		b II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>		療養費1 ( 300 単位)																				
		療養費2 ( 240 単位)																						
		E) 1 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費		a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>																		療養費1 ( 300 単位)		
				療養費2 ( 240 単位)																				
			b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>	療養費1 ( 300 単位)																				
			療養費2 ( 240 単位)																					
	B		II 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(単位に ついで)	II 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費	a II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>																	療養費1 ( 300 単位)	× 70 / 100	
					療養費2 ( 240 単位)																			
		b II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>			療養費1 ( 300 単位)																			
		療養費2 ( 240 単位)																						
		C) II 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費		a II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>	療養費1 ( 300 単位)																			
				療養費2 ( 240 単位)																				
			b II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>	療養費1 ( 300 単位)																				
			療養費2 ( 240 単位)																					
			特別介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(単位に ついで)	I 型特別 介護医療 院介護防 短期入 所療養 介護費	a I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>																	療養費1 ( 300 単位)		× 90 / 100
					療養費2 ( 240 単位)																			
		b I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>			療養費1 ( 300 単位)																			
		療養費2 ( 240 単位)																						
II 型特別 介護医療 院介護防 短期入 所療養 介護費	a II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <収束型個室>	療養費1 ( 300 単位)																						
	療養費2 ( 240 単位)																							
	b II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>	療養費1 ( 300 単位)																						
療養費2 ( 240 単位)																								
C	ユニット型 I 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(単位に ついで)	ユニット型 I 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養 介護費	a ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット個室>	療養費1 ( 300 単位)	× 90 / 100																			
			療養費2 ( 240 単位)																					
			b 経路的ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	療養費1 ( 300 単位)																				
		療養費2 ( 240 単位)																						
		ユニット型 II 型介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費	a ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット個室>	療養費1 ( 300 単位)																				
			療養費2 ( 240 単位)																					
	b 経路的ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>		療養費1 ( 300 単位)																					
	療養費2 ( 240 単位)																							
	ユニット型 特別介護 医療院介護 予防短期入 所療養介護 費(単位に ついで)	ユニット型 特別介護 医療院介護 予防短期入 所療養 介護費	a ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット個室>	療養費1 ( 300 単位)		× 90 / 100																		
			療養費2 ( 240 単位)																					
			b 経路的ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	療養費1 ( 300 単位)																				
		療養費2 ( 240 単位)																						
ユニット型 II 型特別 介護医療 院介護防 短期入 所療養 介護費		a ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット個室>	療養費1 ( 300 単位)																					
		療養費2 ( 240 単位)																						
	b 経路的ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	療養費1 ( 300 単位)																						
療養費2 ( 240 単位)																								

  

1. 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(単位に ついで)
2. 療養費加算	療養費加算(単位に ついで)
3. 緊急時検診料	緊急時検診料(単位に ついで)
4. 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(単位に ついで)
5. 特別診察費	特別診察費(単位に ついで)
6. 生活指導員(専任)加算	生活指導員(専任)加算(単位に ついで)
7. サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(単位に ついで)
8. 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(単位に ついで)
9. 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(単位に ついで)
10. 介護職員等ベースアップ等 支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(単位に ついで)





Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費(Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合) _442単位)	-1/100	-1/100			
	②介護予防支援費(Ⅰ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) _472単位)			+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (①を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

 :令和6年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費
  - 2 夜間対応型訪問介護費
  - 2-2 地域密着型通所介護費
  - 3 認知症対応型通所介護費
  - 4 小規模多機能型居宅介護費
  - 5 認知症対応型共同生活介護費
  - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
  - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 8 複合型サービス費
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
  - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			基準看護によりサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止計画を策定している場合	要介護1以上の状態にある場合	通所サービス利用時の調整(日につき)	事業所以外一建物の利用者に対するサービス提供	特別地域定期巡回随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算		
イ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費Ⅰ (1月につき)	① 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,446 単位)	× 98 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	- 62単位					1月につき + 15単位	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ①の場合 + 250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき + 250単位	
		要介護2 ( 9,720 単位)													- 111単位
		要介護3 ( 16,140 単位)													- 184単位
		要介護4 ( 20,417 単位)													- 233単位
		要介護5 ( 24,692 単位)													- 281単位
	② 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 7,946 単位)													- 91単位
		要介護2 ( 12,413 単位)													- 141単位
		要介護3 ( 18,948 単位)													- 216単位
		要介護4 ( 23,358 単位)													- 266単位
		要介護5 ( 28,298 単位)													- 322単位
ロ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費Ⅱ (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位)					- 62単位									
	要介護2 ( 9,720 単位)					- 111単位									
	要介護3 ( 16,140 単位)					- 184単位									
	要介護4 ( 20,417 単位)					- 233単位									
	要介護5 ( 24,692 単位)					- 281単位									
Ⅲ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費Ⅲ (1月につき)	基本夜間訪問サービス費														
	夜間訪問サービス費														
	随時訪問サービス費(Ⅰ)														
	随時訪問サービス費(Ⅱ)														
Ⅳ 初期加算 (イ又はロが決定する場合のみ算定)		0日につき + 30単位													
Ⅴ 巡回時共同指導加算 一 体系定期巡回 随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要なもののみ算定可能 (イ) のみを算定する場合のみ算定)		0日につき + 600単位													
Ⅵ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロが決定する場合のみ算定)		0月につき + 200単位(初年度)													
Ⅶ 生活機能向上連携加算 (イ又はロが決定する場合のみ算定)		0月につき + 100単位													
Ⅷ 認知症専門ケア加算	① イ又はロが決定している場合	(ア) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)				0月につき + 90単位									
		(イ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)				0月につき + 120単位									
	② ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(ア) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)				1日につき + 3単位									
		(イ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)				1日につき + 4単位									
Ⅷ(イ) 生活機能強化加算 (イ又はロが決定する場合のみ算定)		0日につき + 50単位(0月に1回を限度)													
Ⅸ サービス提供体制強化加算	① イ又はロが決定している場合	(ア) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				0月につき + 750単位									
		(イ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				0月につき + 640単位									
		(ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				0月につき + 350単位									
	② ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(ア) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				1日につき + 20単位									
		(イ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				1日につき + 18単位									
		(ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				1日につき + 6単位									
Ⅹ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(月につき + 所定単位数 × 137 / 1000)												注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計	
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(月につき + 所定単位数 × 100 / 1000)													
	③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(月につき + 所定単位数 × 55 / 1000)													
Ⅺ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(月につき + 所定単位数 × 63 / 1000)												注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計	
	② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(月につき + 所定単位数 × 42 / 1000)													
Ⅻ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(月につき + 所定単位数 × 24 / 1000)											注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計		

注：特別地域定期巡回 随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算にについては、支給限度額管理の対象外事項を算定項目に含めず算定する。また、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年度より算定可能。

【脚注】単位数算定記号の説明  
 ○ 単位数  
 × 単位数  
 ○/100 単位数  
 ×/100 単位数  
 ○ 所定単位数  
 × 所定単位数  
 ○/100 所定単位数  
 ×/100 所定単位数

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費	=1/100	=1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費								1月につき 989単位
	随時訪問サービス費(I)								1回につき 372単位
	随時訪問サービス費(II)								1回につき 567単位
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II)	1月につき 764単位				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	①イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-)認知症専門ケア加算 (I)	1日につき +3単位						
		(-)認知症専門ケア加算 (II)	1日につき +4単位						
	②ロを算定する場合	(-)認知症専門ケア加算 (I)	1月につき +90単位						
		(-)認知症専門ケア加算 (II)	1月につき +120単位						
ニ サービス提供体制強化加算	①イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-)サービス提供体制強化加算 (I)	1回につき +22単位						
		(-)サービス提供体制強化加算 (II)	1回につき +18単位						
		(-)サービス提供体制強化加算 (III)	1回につき +6単位						
	②ロを算定する場合	(-)サービス提供体制強化加算 (I)	1月につき +154単位						
		(-)サービス提供体制強化加算 (II)	1月につき +126単位						
		(-)サービス提供体制強化加算 (III)	1月につき +42単位						
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき +所定単位×137/1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき +所定単位×100/1000							
	③ 介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき +所定単位×55/1000							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき +所定単位×63/1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき +所定単位×42/1000							
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき +所定単位×24/1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						

： 特別地域夜間対応型訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			登録者数が従業者の員数を超過する場合は、従業者の員数を基準とする。	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 18,458 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 ( 15,270 単位)							
		要介護3 ( 22,389 単位)							
		要介護4 ( 24,627 単位)							
		要介護5 ( 27,228 単位)							
	② 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 18,458 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 ( 15,270 単位)							
		要介護3 ( 22,389 単位)							
		要介護4 ( 24,627 単位)							
		要介護5 ( 27,228 単位)							
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 272 単位)								
	要介護2 ( 230 単位)								
	要介護3 ( 204 単位)								
	要介護4 ( 222 単位)								
	要介護5 ( 244 単位)								
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 309単位を加算)									
二 認知症加算 (を算定する場合のみ算定)			① 認知症加算 (1) 1日につき 400単位を加算 ② 認知症加算 (2) 1日につき 400単位を加算 ③ 認知症加算 (3) 1日につき 700単位を加算 ④ 認知症加算 (4) 1日につき 300単位を加算						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (を算定する場合のみ算定)	① 看護職員配置加算 (1)	1月につき 900単位を加算							
	② 看護職員配置加算 (2)	1月につき 700単位を加算							
	③ 看護職員配置加算 (3)	1月につき 480単位を加算							
チ 看取り連携体制加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 649単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)									
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)			① 総合マネジメント体制強化加算 (1) 1日につき 1,200単位を加算 ② 総合マネジメント体制強化加算 (2) 1日につき 800単位を加算						
ル 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 (1)	1月につき +100単位							
	② 生活機能向上連携加算 (2)	1月につき +200単位							
ヲ (1) 居宅支援スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 20単位を加算 ①に1回を限度)									
ワ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)									
ウ 生産性向上策実施加算 (を算定する場合のみ算定)			① 生産性向上策実施加算 (1) 1日につき 100単位を加算 ② 生産性向上策実施加算 (2) 1日につき 100単位を加算						
エ サービス提供体制強化加算	① を算定している場合	(ア) サービス提供体制強化加算 (1) 1日につき 750単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (2) 1月につき 640単位を加算 (ロ) サービス提供体制強化加算 (3) 1月につき 320単位を加算 (ハ) サービス提供体制強化加算 (4) 1日につき 250単位を加算							
	② を算定していない場合	(ア) サービス提供体制強化加算 (1) 1日につき 21単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (2) 1日につき 190単位を加算							
イ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (1)	1月につき +所定単位×102/1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						
	② 介護職員処遇改善加算 (2)	1月につき +所定単位×74/1000							
	③ 介護職員処遇改善加算 (3)	1月につき +所定単位×41/1000							
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (1)	1月につき +所定単位×15/1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (2)	1月につき +所定単位×12/1000							
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき +所定単位×17/1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						

※ イのを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

※ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

※ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 認知症対応型共同生活介護費 【日につき】	① 認知症対応型共同生活介護費 (イ)	要介護1 ( $\times 265$ 単位)	$\times 97/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-10/100$	$-1/100$	$-3/100$	3人以上で介護を行う職員の数に2人以上とする場合	認知症対応型共同生活介護費(イ)
		要介護2 ( $\times 301$ 単位)								
		要介護3 ( $\times 334$ 単位)								
		要介護4 ( $\times 341$ 単位)								
		要介護5 ( $\times 359$ 単位)								
	② 認知症対応型共同生活介護費 (ロ)	要介護1 ( $\times 253$ 単位)								
		要介護2 ( $\times 289$ 単位)								
		要介護3 ( $\times 312$ 単位)								
		要介護4 ( $\times 320$ 単位)								
		要介護5 ( $\times 345$ 単位)								
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 【日につき】※	① 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (イ)	要介護1 ( $\times 263$ 単位)	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-1/100$	$-3/100$	3人以上で介護を行う職員の数に2人以上とする場合	短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)		
		要介護2 ( $\times 300$ 単位)								
		要介護3 ( $\times 333$ 単位)								
		要介護4 ( $\times 340$ 単位)								
		要介護5 ( $\times 358$ 単位)								
	② 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (ロ)	要介護1 ( $\times 251$ 単位)								
		要介護2 ( $\times 287$ 単位)								
		要介護3 ( $\times 310$ 単位)								
		要介護4 ( $\times 318$ 単位)								
		要介護5 ( $\times 343$ 単位)								
注 入院時費用	利用者が病室又は診療所への入院を要し、月に1回を限度として所定単位数に代えて1日につき240単位を算定									
注 看取の通知加算 【を算定する場合のみ算定】	① 死亡日以前31日以上45日以下 ② 死亡日以前 46日以上30日以下 ③ 死亡日以前 2日又は3日 ④ 死亡日	① 日につき 72単位を加算 ② 日につき 144単位を加算 ③ 日につき 680単位を加算 ④ 日につき 288単位を加算								
注 ハ 初期加算 【を算定する場合のみ算定】	① 日につき 30単位を加算									
注 ニ 地方自治体等連携加算 【を算定する場合のみ算定】	① 認知症対応型共同生活介護施設に併設している施設 ② 1日以内の巡回介護提供施設に併設している施設	① 日につき 100単位を加算 ② 日につき 100単位を加算								
注 ヒ 医療連携体制加算	① 医療連携体制加算 (上) ② 医療連携体制加算 (中) ③ 医療連携体制加算 (下) ④ 医療連携体制加算 (最下)	① 日につき 22単位を加算 ② 日につき 22単位を加算 ③ 日につき 22単位を加算 ④ 日につき 5単位を加算								
注 ケ 認知症専門ケア加算 【を算定する場合のみ算定】	① 認知症専門ケア加算 (イ) ② 認知症専門ケア加算 (ロ)									
注 コ 認知症専門ケア加算 【を算定する場合のみ算定】	① 日につき 39単位を加算 ② 日につき 49単位を加算									
注 サ 認知症チームケア加算 【を算定する場合のみ算定】	① 認知症チームケア加算 (上) ② 認知症チームケア加算 (中) ③ 認知症チームケア加算 (下)									
注 シ 生活機能向上連携加算 【を算定する場合のみ算定】	① 生活機能向上連携加算 (イ) ② 生活機能向上連携加算 (ロ)									
注 ス 栄養管理体制加算 【を算定する場合のみ算定】	① 月につき 30単位を加算									
注 セ 工務衛生管理体制加算 【を算定する場合のみ算定】	① 日につき 30単位を加算									
注 ソ 口腔・栄養スクリーニング加算 【を算定する場合のみ算定】	① 日につき 20単位を加算 (月に3回を限度)									
注 ツ 科学的介護推進体制加算 【を算定する場合のみ算定】	① 月につき 40単位を加算									
注 テ 高齢者虐待等対応加算(上)加算	① 高齢者虐待等対応加算(上)加算 (上) ② 高齢者虐待等対応加算(上)加算 (中) ③ 高齢者虐待等対応加算(上)加算 (下)									
注 テ 高齢者虐待等対応加算(下)加算	① 月につき 50単位を加算									
注 テ 高齢者虐待等対応加算(最下)加算	① 月に1回、連続する3日を限度として、240単位を算定									
注 ト 生活自立支援体制加算	① 生活自立支援体制加算 (上) ② 生活自立支援体制加算 (中) ③ 生活自立支援体制加算 (下)									
注 ト 生活自立支援体制加算	① 月につき 100単位を加算 ② 月につき 100単位を加算									
注 チ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 (イ) ② サービス提供体制強化加算 (ロ) ③ サービス提供体制強化加算 (ハ) ④ サービス提供体制強化加算 (ニ)									
注 チ サービス提供体制強化加算	① 日につき 29単位を加算 ② 日につき 189単位を加算 ③ 日につき 69単位を加算									
注 ツ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (イ) ② 介護職員処遇改善加算 (ロ) ③ 介護職員処遇改善加算 (ハ) ④ 介護職員処遇改善加算 (ニ)									
注 ツ 介護職員処遇改善加算	① 月につき 所定単位数×111/1000 ② 月につき 所定単位数×81/1000 ③ 月につき 所定単位数×45/1000									
注 テ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (イ) ② 介護職員等特定処遇改善加算 (ロ) ③ 介護職員等特定処遇改善加算 (ハ) ④ 介護職員等特定処遇改善加算 (ニ)									
注 テ 介護職員等特定処遇改善加算	① 月につき 所定単位数×31/1000 ② 月につき 所定単位数×23/1000									
注 テ 介護職員等ベースアップ等支援加算	① 月につき 所定単位数×23/1000									
注	所定単位数は、付からずにより算定し、単位数の合計									
注	所定単位数は、付からずにより算定し、単位数の合計									
注	所定単位数は、付からずにより算定し、単位数の合計									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給額見解欄に含まれる。  
 ※ 身体介護費(上乗せ加算)については、280単位を280単位とし、50/100、31/100を算定する。  
 ※ 要介護1以上要介護5までは、介護費の算定及び入居費の算定のほか、介護費及び介護費に関する自治体の算定の算定を行っている場合は、各加算(別)3日まで算定費用はなし。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、2019年度から2021年度までの算定期間。





7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1. 基本情報	1.1 施設名称	[施設名称]																																																																																									
	1.2 所在地	[所在地]																																																																																									
	1.3 法人名称	[法人名称]																																																																																									
	1.4 代表者	[代表者]																																																																																									
2. 介護サービスの内容	2.1 サービスの種類	[サービス内容]																																																																																									
	2.2 サービスの提供体制	[提供体制]																																																																																									
	2.3 サービスの提供時間	[提供時間]																																																																																									
	2.4 サービスの提供場所	[提供場所]																																																																																									
3. 介護職員	3.1 介護職員の配置	[配置]																																																																																									
	3.2 介護職員の研修	[研修]																																																																																									
	3.3 介護職員の待遇	[待遇]																																																																																									
	3.4 介護職員の確保	[確保]																																																																																									
4. 施設設備	4.1 施設の構造	[構造]																																																																																									
	4.2 施設の設備	[設備]																																																																																									
	4.3 施設の環境	[環境]																																																																																									
	4.4 施設の安全	[安全]																																																																																									
5. サービスの提供状況	5.1 サービスの実施状況	[実施状況]																																																																																									
	5.2 サービスの質	[質]																																																																																									
	5.3 サービスの改善	[改善]																																																																																									
	5.4 サービスの評価	[評価]																																																																																									
6. 地域連携	6.1 地域連携の推進	[推進]																																																																																									
	6.2 地域連携の効果	[効果]																																																																																									
	6.3 地域連携の課題	[課題]																																																																																									
	6.4 地域連携の展望	[展望]																																																																																									
7. その他	7.1 その他	[その他]																																																																																									
	7.2 その他	[その他]																																																																																									
	7.3 その他	[その他]																																																																																									
	7.4 その他	[その他]																																																																																									





2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注									
		登録者が7名 以上を認める 場合	定員の員数が 基準に満たな い場合	身体相違停止 未実施減算	高齢者向け加 算未実施減算	要介護2以上 未実施減算	注	注									
イ 介護予防小規模多機能型居宅 介護費(1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の方に対し て行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	注									
	要支援2 ( 6,972 単位)	× 70 / 100							= 1 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	注					
	② 同一建物に居住する者に対して行う場 合												要支援1 ( 3,109 単位)	× 70 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	注
	要支援2 ( 6,281 単位)												× 70 / 100				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ( 424 単位)		× 70 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	注											
要支援2 ( 531 単位)	× 70 / 100	= 1 / 100					= 1 / 100	注									
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算														
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (を算定する場合のみ算定)	【日につき 200単位を加算 (7日間を限度)】																
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定)	【月につき 450単位を加算】																
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)	【月につき 1,200単位を加算】 【月につき 600単位を加算】 【月につき 300単位を加算】																
ト 生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算 (イ)	0月につき +100単位															
	②生活機能向上連携加算 (ロ)	0月につき +200単位															
チ 口腔栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定)	0回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度)																
リ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)	【月につき 40単位を加算】																
五 生産性向上推進体制加算	①生産性向上推進体制加算 (イ)	【月につき 100単位を加算】															
	②生産性向上推進体制加算 (ロ)	【月につき 100単位を加算】															
七 サービス提供体制強化加算	① イを算定している場合	(イ) サービス提供体制強化加算 (イ) 0月につき 730単位を加算 (ロ) サービス提供体制強化加算 (ロ) 0月につき 640単位を加算 (ハ) サービス提供体制強化加算 (ハ) 0月につき 350単位を加算															
	② ロを算定している場合	(イ) サービス提供体制強化加算 (イ) 0月につき 290単位を加算 (ロ) サービス提供体制強化加算 (ロ) 0月につき 210単位を加算 (ハ) サービス提供体制強化加算 (ハ) 0月につき 120単位を加算															
八 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位 × 102 / 1000】		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計													
	② 介護職員処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位 × 74 / 1000】															
	③ 介護職員処遇改善加算 (ハ)	【月につき +所定単位 × 41 / 1000】															
九 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位 × 15 / 1000】		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計													
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位 × 12 / 1000】															
十 介護職員等ベースアップ等 支援加算	【月につき +所定単位 × 17 / 1000】																

注：特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

\* イ②を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ①の単位数を算入

※ 身体相違停止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する自治体計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防認知症対応型共同生活介護費 Ⅰ	要支援2 ( 264 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	= 10 / 100	= 1 / 100	= 3 / 100	1日につき 50単位	1日につき 50単位	1日につき 50単位	1日につき 50単位
	② 介護予防認知症対応型共同生活介護費 Ⅱ	要支援2 ( 740 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 Ⅰ	要支援2 ( 780 単位)										
	② 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 Ⅱ	要支援2 ( 777 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を被した場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
1 初期加算 (各算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算									
2 認知症高齢者施設加算 (各算定する場合のみ算定)			650単位を加算									
3 退院時相談援助加算 (各算定する場合のみ算定)			400単位を加算 (利用者1人につき1回を限度)									
4 認知症専門ケア加算 (各算定する場合のみ算定)			① 認知症専門ケア加算 Ⅰ 1日につき 2単位を加算 ② 認知症専門ケア加算 Ⅱ 1日につき 4単位を加算									
5 認知症チームケア推進加算 (各算定する場合のみ算定)			① 認知症チームケア推進加算 Ⅰ 1日につき 150単位を加算 ② 認知症チームケア推進加算 Ⅱ 1日につき 150単位を加算									
6 生活機能向上支援加算			① 生活機能向上支援加算 Ⅰ 1月につき 100単位を加算 ② 生活機能向上支援加算 Ⅱ 1月につき 200単位を加算									
7 栄養管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			4月につき 30単位を加算									
8 口腔衛生管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0月につき 30単位を加算									
9 口腔ケアスタッフ加算 (各算定する場合のみ算定)			0回につき 20単位を加算 (6日に1回を限度)									
10 科学的介護推進体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0月につき 40単位を加算									
11 高齢者施設等感染対策向上加算			① 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅰ 0日につき 100単位を加算 ② 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅱ 0日につき 200単位を加算									
12 高齢者施設等感染対策費			0月に1回、継続する旨1名限度として 240単位を算定									
13 生活機能向上推進体制加算			① 生活機能向上推進体制加算 Ⅰ 0日につき 100単位を加算 ② 生活機能向上推進体制加算 Ⅱ 0日につき 100単位を加算									
14 サービス提供体制強化加算			① サービス提供体制強化加算 Ⅰ 0日につき 22単位を加算 ② サービス提供体制強化加算 Ⅱ 0日につき 18単位を加算 ③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ 0日につき 6単位を加算									
15 介護職員処遇改善加算			① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ 1月につき + 所定単位数 × 111 / 1000 ② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ 1月につき + 所定単位数 × 81 / 1000 ③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ 1月につき + 所定単位数 × 45 / 1000									
16 介護職員等特定処遇改善加算			① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ 1月につき + 所定単位数 × 31 / 1000 ② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ 1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000									
17 介護職員等ベースアップ等支援加算			1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体介護費(未定額加算)については、1回につき1名を限度とし、1回1日につき1名を算定する。  
 ※ 業務委託(介護士派遣)については、認知症高齢者施設(介護予防型)の施設に勤務する介護職員に関する(施設)の委託料(委託料)は、令和7年(令和8年)3月31日までの期間内となる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和(令和8年)3月31日までの期間内となる。